

新宿区環境審議会について

1 設置根拠

(1)新宿区環境基本条例

第 2 1 条(設置) 区長の附属機関として新宿区環境審議会を置く。

第 2 2 条(組織)

- ・ 審議会は 1 6 人以内の委員で組織する。
- ・ 委員は、環境の保全について学識経験を有する者、区民、事業者及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。
- ・ 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(2)新宿区環境審議会規則

第 3 条(会長及び副会長) 会長及び副会長は委員の互選

第 4 条(会議)

- ・ 会議の開催は委員の半数以上の出席が必要
- ・ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- ・ 会議は公開を原則とする。

2 委員について

(1)構成	学識経験者	5 名
	区民及び事業者	9 名
	区職員(環境清掃部長)	1 名

(2)委嘱期間 2 年間(令和 2 年 7 月 1 5 日～令和 4 年 7 月 1 4 日)

3 調査審議事項

- (1)環境基本計画に関すること
- (2)環境の保全に関する基本的事項

4 開催スケジュール

時期	議題・内容
令和 2 年 8 月	委嘱 会長、副会長の選任 環境審議会について 第三次環境基本計画について 令和 2 年度の主な取組について
令和 2 年 1 1 月頃	新宿区環境白書による第三次環境基本計画推進状況報告 令和元年度環境マネジメント活動結果報告 等
令和 3 年 3 月頃	令和 2 年度「新宿区第三次環境基本計画」推進結果速報値報告 令和 3 年度の区の主な環境施策について 等
令和 3 年度	第三次環境基本計画の改定に向けた検討 等

5 開催結果について

資料・議事録を区ホームページで公開します。